

世界に比類のない平和憲法を守りましょう

あけまして おめでとーございませす



弁護士 亀井 時子	弁護士 民部田正史
弁護士 千葉 一美	弁護士 甲斐 朝美
弁護士 佃 俊彦	弁護士 真野 亮太
弁護士 千葉 恒久	弁護士 申山 泰生
弁護士 田島 浩	弁護士 針ヶ谷健志
弁護士 鳥海 準	事務局一同
弁護士 富澤 伸江	

ドイツ人は議論がうまい。言い分を頭の中で整理したうえではっきりと伝えていくし、小学生の子どもでさえ、「僕は〇〇と考えます。理由は3つあります」などと論理立てた話し方をする。むろん常にはないが、熱気を帯びた議論もどこかカリリとした雰囲気があったよう。

こんな議論の名手がそろったのがドイツの議会だ。議会演説はユーモアも混じるし、聴衆の拍手喝采をうまく誘う。政治論議でありながら、下手なトークショーの何倍も楽しめる。議会の内外からあがってくるさまざまな意見を法律というひとつの作品に仕上げていくのも彼らの仕事である。たとえ根深い対立があっても、議論によってそれを乗り越え合意を目指す。それがドイツの議会政治の大前提である。あたり前のよう

ではあるが、日本の国会の風景に慣れてしまった目には新鮮にうつる。

ところがいま、ドイツでも政治が壁に突き当たっている。メルケル首相が党首をおりた。難民の受け入れ策への批判の高まりが原因とされているが、問題の根はもっと深いように思う。アメリカほど極端ではないが、ドイツでも世論が二極化し、中道と呼ばれる勢力がどんどん衰退しているのだ。メルケルのような利害調整タイプの政治家はもう通用しないのだろうか。そんな不安が頭をよぎる。

民主主義は決して自明のものではない。ナチスを生んだのは、当時世界で最も民主的な選挙制度であった。われわれもその意味を改めて噛みしめる必要があるように思う。

日弁連の視察として訪問したストックホルムのガムラスタン(旧市街)。陽が長い季節、ずっと外にいたくなりました。 撮影者 針ヶ谷健志

憲法改正の

国民投票のポイント

- 改正項目が複数ある場合、各項目ごとに、賛成・反対を投票します。まとめてではありません。
- 有効投票数の過半数が賛成だと、改正が決まります。全有権者数の過半数ではありません。無効票は数えられません。
- 最低投票率は決められていません。投票率が低いと改正しやすくなります。



うんうん、それで?
自衛の措置、自衛隊の保持を憲法で明記することで、集団的自衛権が憲法上も認められる、となる可能性が出てくるわけでも、集団的自衛権を認めてしまうと、日本が戦争に巻き込まれる危険は高まる、といえるから、本当にそれでいいの、と思っている人が多いよね。

うんうん、それで?
憲法が改正されたからといって、いきなり物事が変わることはないだろうね。でも、今までの憲法9条は武力を使うことに厳しいブレーキをかけていたのに、今回の改正でブレーキが緩んでしまうと思う。そうすると、自衛隊が武力を使う場面が今までよりも増えてしまうんじゃないかな...

そうか...。ところで、憲法を改正するかどうかって、誰がどう決めるの?

「憲法改正」って、そこまで難しい話じゃないんだよ。
これからもこの話題に注目してね。

憲法改正の提案を国会議員がして、その提案の是非を国民投票で最終的に決めることになるね。

私も投票するの...。よくわからないから行くのどうしようかな...
改正はね、投票した国民の過半数の賛成でできる、という決まりなんだ。有権者全員の過半数じゃないんだよ。だから、実は改正までのハードルは高くないね。

改正内容のうち、教育の充実っていつかは賛成したいな。
項目ごとに賛否の意見を変えられるよ。教育の充実という項目に賛成したいなら、投票に行かないとね。

OK、ちょっと憲法に詳しくなったわ。

憲法 Q & A

オリンピックまでに「憲法改正」がやってくる?!

教えて たけし先生



憲法改正って?

Check!
日本国憲法
第9条
第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

最近テレビで「憲法改正」って見ることも多いね。よくわからないんだけど、「憲法改正」って何?
自民党が昨年、憲法改正案を発表したんだよ。
・自衛隊の明記
・緊急事態条項の新設
・参院選区区の解消
・教育の充実をはかる
という4つの内容だね。昔では、自衛隊を憲法9条に明記する案が話題になっていたね。

自衛隊か...。そもそも自衛隊って何?
災害とかで活躍しているみたいだけども...

じゃあそもそも憲法9条ってなんなの?
9条はね、1項で、戦争の放棄をすること、2項で、国が戦力を持つてはいけない、ということがそれぞれ規定されているよ。

Check!
(自民党による憲法改正案)
第9条の2
第1項 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。
第2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

その自民党の改正案だと、9条はなんなの?
まず、9条の2という条文を新しく作る。そして「国が自衛の措置をとる」ことができることを明らかにする。さらに、「自衛の措置」の実力組織として自衛隊を保持する、というところも加えるよ。つまり、**それで、憲法に自衛隊が明記されることになるわけ。**

安保関連法が合憲と判断される可能性が高まる、ということかな...

安保関連法、って何?
安保関連法は、日本が他国を守るために武力を使う、という集団的自衛権の行使を認めている法律なんだ。

集団的自衛権、って何?
敵国からある国が攻撃を受けた場合に、ある国の同盟国が敵国を攻撃することが出来る権利のことだよ。でも憲法9条があるから、日本には集団的自衛権が認められないとされていたんだ。だから、安保関連法は、9条に反するという意見が強いんだよ。

しながわ散歩 ~戸越八幡神社~

戸越銀座商店街から少し小道に入った住宅街のなかにあります。立派な鳥居をくぐると大木がそびえ、都会の喧噪を忘れさせてくれます。参道の緑が心地いい。歴史は古く1526年創建。人々が祈願するとたちまちに叶うと評判になりました。「江戸越えて 清水の上の成就庵 ねがひの糸の とけぬ日はなし」



この評判を歌った詠です。「成就庵」は戸越八幡神社の起源となった草庵。当時この地は江戸越えの村であり、「江戸越

から「戸越」という地名になったといわれています。現在は『八幡マルシェ』という青空市や古本市も開催され、多くの人で賑わいます。商店街からちょっと足を伸ばして、ゆったりとした時間の流れを感じてみてはいかがでしょうか。



この神社のすぐ隣に「補助29号線」という大型道路を造る計画が進められています。当事務所はこの事業認可の取消を求める裁判を行っています。この問題に関心をお持ちの方はぜひ一度ご連絡をいただければと思います。

近況報告

弁護士だより



甲斐 朝美

子どもと一緒に毎日「あつ」という間の日々ですが、最近の我が家のブームはドラえもののひみつ道具。時間がなくて焦っていると、上の子が「そんな時は、『半分こ刀（どんな物も半分に出来る道具。人も2人になる）!』!」と言い、下の子が紙で「半分こ刀」を作ってくれます。いろいろな手作りのひみつ道具の助けを借りながら、今年も毎日楽しく過ごしていけたらと思います。



真野 亮太

小2の長男が地域の野球チームに入り、私もチームの練習に付添っています。私は野球経験がないので、当初はボール拾いのお手伝いでしたが、監督から、帽子を渡され、ユニフォームを渡され、背番号を渡され、いつの間にか「コーチ」になっていました。ノックを撃つては手首を故障し、打撃ピッチャーをしては肩を故障し、満身創痍です。



亀井 時子

遺言書作成の依頼が多くなりました。特徴としては、子がいない方が多いことです。市民講座で、子がいない場合、「配偶者が全部相続することができず、きょうだいや甥姪も相続人になりますよ」と話すと、皆さん驚きます。遺言の必要性を認識してもらいたいと、市民講座にも励んでいます。



田島 浩

生活保護基準の引下げ違憲訴訟に参加しました。生活保護基準引下げに対しては全国で約900名の当事者が違憲訴訟を提起しています。生活保護は働くことができなくなった場合等の最後のセーフティネットであり、大幅な引下げは憲法に定める生存権の侵害です。



千葉 恒久

健康のため万歩計を持ち歩くようになって一年半。先年末に一千万歩を達成した。距離にすると八千キロ。地球一周が四万キロだから、その5分の1という計算になる。乗り物全盛のご時世だが、人間の足というのもまんざら捨てたものではないようだ。



佃 俊彦

一昨年から昨年にかけて、私が担当している建設アスベスト訴訟で東京高裁と大阪高裁で2つずつ判決が出ました。いずれも国の責任を認め、3件は建材メーカーの責任も認めましたが、いずれも上告されました。今年は4つの事件が最高裁で審理が始まります。



千葉 一美

樹木希林さんの最後の出演作となりました「日日是好日」ご覧になりましたか。私も、30年近くお茶のお稽古に通っていますが、本来の武骨・不器用のため、中々思うようなお手前になりません。それでも、おいしいお茶がたえられるよう精進する日々です。



申山 泰生

明けましておめでとうございます。弁護士登録8年目になります。昨年は、良くも悪くも変化なく過ごせました。休みの日に近場の温泉をめぐってつろいでいます。それが何より幸せです。本年もよろしく願いいたします。



鳥海 準

(やはり、毎日の運動が一番)10か月ほど前、寄る年波には勝てず、ついに長年心配していた痛風発作が発症した。私の発作は膝に水がたまるという通常の痛風発作とは少し違ったものだった。兎に角、膝に水がたまるというのは痛い。しかし、大変なのは発作が治ってから後のことである。事もあろうに膝が曲がらず以前のように屈伸ができない。この事態に危機感を抱いた小生は一念発起してジョギングを始めることとした。最初は近くの公園まで一気にたどり着くことができず、休み休みのジョギングであった。しかしやはり運動は素晴らしいもので、3週間ほど後には屈伸ができるようになった。体調に異変を感じた方は昔を思い出して運動を再開してはいかがか。



針ヶ谷 健志

昨年は出張の多い一年間でした。函館から福岡まで、さらにはヨーロッパまで赴き、各地で事実上の観光も楽しむことができました。そのため、趣味の登山があまりできない一年でした。今年はたくさん山に行くことにします。



民部田 正史

早いもので弁護士登録から15年目に入りました。ありがたいことに大きな病気をすることなく、また、多くの方々に支えられ業務を続けていくことができました。これからも初心を忘れることなく謙虚に一つ一つの事件と向き合っていけるよう心がけたいと思います。



富澤 伸江

「オレ今週ママと40分しか会ってないよ」小5の長男の言葉にハッとしました。このままではいけないとワークライフバランス改善中です。最近のマイブームは忍者が主人公のアニメ「ナルト」。4人の子どもと見始めましたが今では私がハマっています。

相続法が変わります

弁護士 真野 亮太

相続法が、2018年7月に大きく改正されました。改正事項は多岐にわたりますが、例えば、①遺言書の作成・管理が容易になり、また、②残された配偶者が安心して安定した生活を過ごせるようになりましたので、この二点について説明します。

①自筆証書遺言の制度変更 (2019年1月13日施行)

遺言書にはいくつか作成する方法がありますが、自分自身で作成する方法として「自筆証書遺言」があります。この「自筆証書遺言」は、これまで、全文を手書きする必要がありましたので、遺産となる不動産や預金、株式などの目録についても全て手書きをしなければならず、非常に面倒でした。

今回の改正によって、本文は手書きであることが必要であるものの、財産目録についてはパソコンでの作成も可能となりました(ただし各頁に署名押印が必要)。

また「自筆証書遺言」は、せっかく作成しても、自宅



で保管されることが多いことから、紛失してしまったり、相続人に発見してもらえなかったりし、また、開封するためには家庭裁判所で「検認」という手続きが必要でした。

今回の改正によって、「自筆証書遺言」について法務局で保管してもらうことが可能となりました。この場合は、家庭裁判所による「検認」も不要となります。

②配偶者居住権の新設 (2020年4月1日施行)

例として夫・妻・子ども一人で、夫名義の財産として自宅(土地建物・評価額2,000万円)と預貯金(2,000万円)があるという場合を考えてみましょう。

夫が亡くなり、相続人間で遺産分割方法について合意ができない場合、妻が自宅に居住し続けるためには、自宅(評価額2,000万円)を相続することが必要でした。ところが、配偶者の相続分は2分の1ですので、これまでの制度では、妻は、預貯金を相続することができず、生活資金を確保できませんでした。

今回の改正によって、自宅建物を対象とした「配偶者居住権」という権利が創設されました。この権利は、妻が自宅建物を終身または一定期間使用できるという権利です。これによって、妻は「配偶者居住権」(評価額1,000万円)と預貯金1,000万円を相続し、子どもが「配偶者居住権」の負担付土地建物所有権(評価額1,000万円)と預貯金1,000万円を相続するといった分割が可能となりました。こうして、妻は、自宅で居住を続けながら、生活資金を確保できるようになりました。

その他にも多岐にわたる改正がなされています。来る1月28日(月)に、今回の改正ポイントも含めた学習会と無料相談会を行います。ぜひご参加ください。(同封の案内をご覧ください)

こんなとき どうしよう?

- お金を貸したけど、返ってこないんだけど
- 大家さんから「アパートから出ていくように」と言われた
- 家族が警察に逮捕された
- 犯罪被害に遭った

日常生活の中でトラブルが起こった時、まずは法律相談に来てみて下さい。きっと、私達でお力になれることがあります。一緒に問題を解決しましょう。

- 私が死んだ後、家族が相続で探めないか心配
- もうすぐアパートを貸す予定だけど、将来トラブルにならないかなあ
- お金を貸す時に、どうしておけば、きちんと返してもらえるのかなあ

まだ、問題は起きていないけれど、少し気になることがある時。こんな時も、是非、法律相談に来てみて下さい。事前に相談にお越しただくことで、トラブルの芽を摘むことが出来ます。将来問題が起きないように、一緒に最善の策を考えましょう。

「まずは相談だけでもいいかなあ。」

もちろんです!

お気軽にご相談ください。

法律相談のお知らせ

まずはお気軽に
お電話ください。

相談料
30分
¥5,400-

五反田駅
東口徒歩
1分

☎ 03-3447-1361 受付時間は平日9時~18時です。

毎週月・水・金曜日の午後4時~6時を法律相談日としております。予約制です。事前にお電話で申込の上ご来所下さい。

尚、上記日程以外にも随時受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。

五反田法律事務所 検索
<https://gotandalaw.com/>

